

1. 対象となる損害

「原子力災害対策特別措置法の原子力災害対策本部長権限」に基づき設定された区域編成により、通行止めとなった国道6号線の対象区間（浪江町高瀬川橋～富岡町新夜ノ森）を迂回するために負担を余儀なくされた費用

2. 対象となる方

公益社団法人 福島県トラック協会会員さま

3. ご請求対象期間

平成23年3月11日から国道6号線通行止め解除までの期間
ご請求については、3ヶ月～12ヶ月の範囲でご提出いただきますようお願いいたします。

4. 賠償金額

- ・燃料費
迂回により増加した燃料費をお支払いいたします。
- ・高速道路料金
迂回のために高速道路を使用した場合、高速道路料金をお支払いいたします。

5. 賠償金額の算出方法

- ・燃料費
迂回により増加した距離 ÷ 燃費 × 燃料単価
- ・高速道路料金
高速道路を使用したことにより発生した実費

6. ご請求方法

ご請求方法は下記よりご選択いただけます（A、B両方の選択も可）

A：定型ルート、定型燃費による請求方法

予め定めた迂回ルート、最大積載量別での燃費を元に、簡易的に増加した燃料費の算出をします。

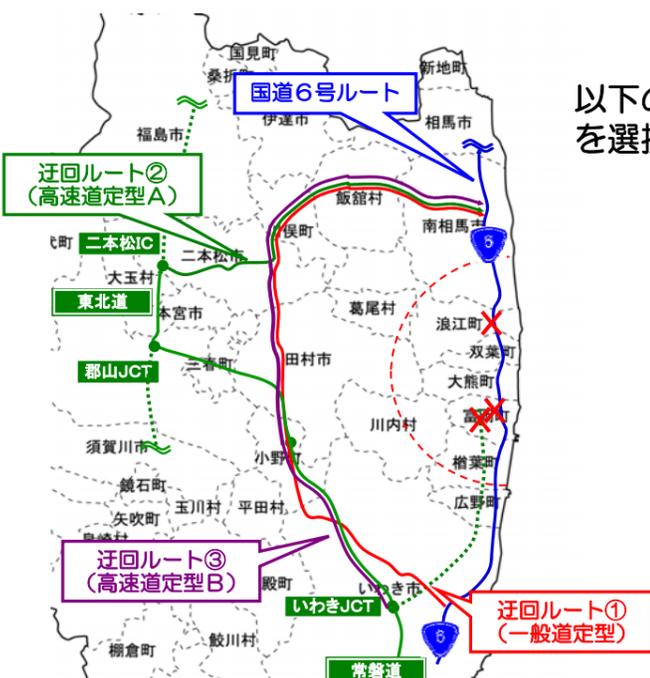
特徴：迂回前後での個別増加距離の算出、車両毎の燃費の算出が不要

B：個別ルート、個別燃費による請求方法

定型ルートによらない迂回ルートを使用した場合、最大積載量別での燃費によらない事業用貨物自動車等を使用している場合に選択いただけます。

特徴：個別迂回ルートでの増加距離の算出、車両毎の燃費の算出が必要

7. 定型ルートについて



以下の3つのルートより、実際に使用した迂回ルートを選択いただけます。

一般道を使用し迂回するルート

- ・迂回ルート①（一般道定型）

高速道、一般道を併用し迂回するルート

- ・迂回ルート②（高速道定型A）
- ・迂回ルート③（高速道定型B）



迂回ルート①（一般道定型）

国道6号いわき市内
↓
国道49号
↓
国道349号
↓
県道12号
↓
国道6号南相馬市内

国道6号迂回前のいわき市～南相馬市の距離
75 km
国道6号迂回後の距離
130 km
国道6号迂回による増加距離
55 km



迂回ルート②（高速道定型A）

常磐道 いわきJCT
↓
磐越道 郡山JCT
↓
東北道 二本松IC
↓
国道459号
↓
国道349号
↓
県道12号
↓
国道6号南相馬市内

国道6号迂回前のいわき市～南相馬市の距離
75 km
国道6号迂回後の距離
165 km
国道6号迂回による増加距離
90 km



迂回ルート③（高速道定型B）

常磐道 いわきJCT
↓
磐越道 小野IC
↓
国道349号
↓
県道12号
↓
国道6号南相馬市内

国道6号迂回前のいわき市～南相馬市の距離
75 km
国道6号迂回後の距離
125 km
国道6号迂回による増加距離
50 km

8. 定型燃費について

経済産業省公示第六十六号「貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定方法」別表第2
※平成18年4月1日施行に記載されている最大積載量ごとの燃費【軽油】を定型燃費として使用

定型ルート、定型燃費を選択後、下記表より迂回により増加した燃料量を選択いただきます。

事業用貨物自動車 増加燃料量一覧表【軽油】

	1t未満	1t以上 2t未満	2t以上 4t未満	4t以上 6t未満	6t以上 8t未満	8t以上 10t未満	10t以上 12t未満	12t以上 17t未満
迂回ルート① 一般道定型 55km	6.0L (A)	8.9L (B)	12.1L (C)	14.6L (D)	16.3L (E)	17.8L (F)	19.1L (G)	21.0L (H)
迂回ルート② 高速道定型A 90km	9.7L (I)	14.6L (J)	19.7L (K)	23.8L (L)	26.7L (M)	29.2L (N)	31.2L (O)	34.4L (P)
迂回ルート③ 高速道定型B 50km	5.4L (Q)	8.1L (R)	11.0L (S)	13.2L (T)	14.8L (U)	16.2L (V)	17.4L (W)	19.1L (X)

9. 請求書へのご記入方法

(例) 国道6号が通行できないため、平成25年1月～3月に定型ルートにより迂回を行った。

- a車両 (最大積載量12t)**
平成25年1月に迂回ルート① (一般道定型) を10往復
平成25年2月に迂回ルート② (高速道定型A) を5往復
平成25年3月に迂回ルート③ (高速道定型B) を10往復
- b車両 (最大積載量10t)**
平成25年1月に迂回ルート② (高速道定型A) を5往復
平成25年2月に迂回ルート① (一般道定型) を10往復
平成25年3月に迂回ルート① (一般道定型) を10往復
- c車両 (最大積載量4t)**
平成25年1月に迂回ルート③ (高速道定型B) を5往復
平成25年2月に迂回ルート① (一般道定型) を5往復
平成25年3月に迂回ルート② (高速道定型A) を5往復

【月平均軽油小売価格】※別紙より
平成25年1月・・・129.1円
平成25年2月・・・132.6円
平成25年3月・・・134.3円

種別	出金日	ご請求項目	金額
2	平成 年 月 日	軽油代	361,743 円
状況説明欄(追加的費用がかかった状況についてご説明ください)		証明書類番号※1	
1	国道6号が通行できないため、迂回により走行距離が増加し、燃料代が増加した。 「定型ルート使用」		
a車両(最大積載量12t)		・配車台帳 ・車両台帳 ・運転日報 ・車検証	
平成25年1月に一般道定型を10往復 (H) 21.0L×129.1円×20回=54,222円			
平成25年2月に高速道定型Aを5往復 (P) 34.4L×132.6円×10回=45,615円			
平成25年3月に高速道定型Bを10往復 (X) 19.1L×134.3円×20回=51,303円			
b車両(最大積載量10t)			
平成25年1月に高速道定型Aを5往復 (O) 31.2L×129.1円×10回=40,280円			
平成25年2月に一般道定型を10往復 (G) 19.1L×132.6円×20回=50,654円			
平成25年3月に一般道定型を10往復 (G) 19.1L×134.3円×20回=51,303円			
c車両(最大積載量4t)			
平成25年1月に高速道定型Bを5往復 (T) 13.2L×129.1円×10回=17,042円			
平成25年2月に一般道定型を5往復 (D) 14.6L×132.6円×10回=19,360円			
平成25年3月に高速道定型Aを5往復 (L) 23.8L×134.3円×10回=31,964円			

「定型ルート使用」と記入

増加燃料量一覧表のアルファベットを転記

石油製品価格調査(別紙)より該当月の月平均軽油小売価格を転記

該当月に走行した迂回ルートの片道回数を記入(往復回数×2)

1円未満は切り上げ
31,963.4円→31,964円

種別	出金日	ご請求項目	金額
2	平成 年 月 日	高速道路使用料	162,000 円
状況説明欄(追加的費用がかかった状況についてご説明ください)		証明書類番号※1	
2	国道6号が通行できないため、迂回のため高速道路を使用した 「定型ルート使用」 車両区分・・・a車両「大型」、b車両「大型」、c車両「中型」		
a車両「大型」		平成25年2月：高速道定型A 10回・・・40,500円 平成25年3月：高速道定型B 20回・・・37,000円	
b車両「大型」		平成25年1月：高速道定型A 10回・・・40,500円	
c車両「中型」		平成25年1月：高速道定型B 10回・・・14,000円 平成25年3月：高速道定型A 10回・・・30,000円	

該当月に利用した高速道定型ルートの片道回数を記入(往復回数×2)

c車両「中型」で高速道定型Aを10回
3,000円×10回=30,000円

高速道定型A	いわき湯本(常磐道)～二本松IC(東北道)	普通車2,500円	中型車3,000円	大型車4,050円	特大車6,650円
高速道定型B	いわき湯本(常磐道)～小野IC(磐越道)	普通車1,150円	中型車1,400円	大型車1,850円	特大車2,950円

※平成25年5月現在

10. ご提出いただく証憑について

確認させていただく事項	ご送付いただく書類
ご請求者さまの情報 ※過去に提出済の場合は不要	【個人事業主の方】 ・事業主さまご本人の住民票(原本) 【法人の方】 ・商業・法人登記簿簿本(登録事項記載証明書(全部事項証明書)(原本))
平成23年3月11日時点で事業活動していたこと ※過去に提出済の場合は不要	【個人事業主の方】 ・直近の事業所得金額を証明する納税証明書 ・直近の事業税の納税証明書 ・行政機関または所属団体による証明書 【法人の方】 ・直近の法人税の納税証明書 ・直近の事業税の納税証明書 ・行政機関または所属団体による証明書
増加燃料費(軽油代)	・保有車両の車検証(全車両分) ・車両台帳 ・運転日報(乗務記録) ・運行指示書 ・配車台帳
高速道路使用料	・領収書または、ETC利用証明書等

※各証明書類のうち原本指定のない書類につきましては、コピーをご送付ください。

参考：ETC利用証明書等の取得方法について

ETC利用照会サービス(通常型)・・・発行期間は過去62日分
ETC利用照会サービス(登録型)・・・発行期間は過去15ヶ月分
クレジットカード会社の利用明細発行・・・発行期間は、カード会社により異なる

11. その他

・国道6号通行止めに伴う迂回費用賠償につきましては、事故前の配送契約等において、迂回により増加した費用(かかり増し費用)を必要かつ合理的な範囲でお支払いいたします。
尚、かかり増し費用であることを確認させていただくため、事故以前に国道6号を走行していた実績につきまして、追加で証憑のご提出をお願いする場合がございます。